

神戸市密集市街地身近な環境改善事業補助金交付要綱

平成29年 4 月 14 日 住宅都市局長決定
令和 4 年 4 月 1 日 改 定

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この要綱は、神戸市密集市街地身近な環境改善事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緊急避難経路 火事又は地震の発生などの緊急時において避難上必要な経路をいう。
- (2) 緊急避難施設 緊急避難経路の安全性を確保するための施設をいう。
- (3) 緊急避難サポート事業 緊急避難施設を整備する事業をいう。
- (4) 対象物件 緊急避難施設を整備しようとする土地又は建物その他工作物をいう。
- (5) 避難誘導サイン 緊急時における安全な避難を誘導するための標識をいう。
- (6) 避難誘導サイン設置事業 まちづくり協議会等がまちの防災性を向上させることを目的に避難誘導サインを設置する事業をいう。
- (7) まちづくり協議会等 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和 56 年 12 月 23 日条例第 35 号）に規定するまちづくり協議会をいい、まちづくり協議会がない場合においては自治会などの一団の区域内の住民等で組織する団体をいう。
- (8) 神戸市密集市街地身近な環境改善事業 緊急避難サポート事業及び避難誘導サイン設置事業をいう。

第 2 章 緊急避難サポート事業

（事業の要件）

第 3 条 別表 1 に定める区域において、緊急避難経路の安全性を確保し、円滑な避難、消火又は救助活動に寄与する緊急避難施設の整備であること。

2 緊急避難施設の整備又は使用に関する承諾が必要となる権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の全員の承諾が得られていること。

3 関係権利者及び緊急避難経路沿道に居住する住民等（まちづくり協議会等を含む）を含み、緊急避難施設の整備及び維持管理等に関する協定を締結していること。ただし、協定を締結したものは前項の承諾を省略することができる。

4 緊急避難施設の位置するまちづくり協議会等のまちづくり構想等に沿った事業計画に基づく整備であること。

5 本事業で実施する緊急避難施設の整備について、神戸市が実施する同種の補助事業を受けていないこと。

（対象者）

第 4 条 補助事業の対象となる者は、関係権利者の承諾を得て、整備の事前協議、申請その他の手続並びに緊急避難施設の整備を行う者とする。

（対象経費）

第5条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する緊急避難施設の整備に要する経費のうち、次の各号の合計とする。

- (1) 設計費
- (2) 工事費
- (3) 工事監理費
- (4) その他市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で対象経費又は30万円のいずれか少ない額を限度とし、1000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号（補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第1号の2））
- (2) 申請団体の内容がわかる資料（役員名簿、団体規約等、区域図）
- (3) 事業計画書（緊急避難経路の位置図、現況図及び現況写真、避難施設のイメージ図及び設計図等の事業内容を記載すること）
- (4) 対象物件に関する登記事項証明書
- (5) 第3条第3項の規定に基づく協定書の写し
- (6) 第3条第2項の規定に基づく承諾書の写し
- (7) 見積書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業の工事契約は、第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更承認通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 領収書の写し又は補助事業者が当該工事を請け負った業者に支払ったことを証する書面の写し（該当しない場合は不要）
- (4) 工事の状況及び事業が完了したことが判明できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第 1 項により適合すると認めるときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（維持管理）

第 13 条 補助事業者は、事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達せられるよう、緊急避難施設の維持管理等に主体的に取り組まなければならない。

第 3 章 避難誘導サイン設置事業

（対象者）

第 14 条 補助事業の対象となる者は、別表 1 に定める区域において防災に関するまちづくり活動を継続的に行っているまちづくり協議会等とする。

（事業の要件）

第 15 条 避難誘導サインは、視認性に配慮した大きさ、色彩、設置位置であること。

2 避難誘導サインを設置しようとする土地又は建物その他の工作物の所有者の承諾が得られていること。

3 避難誘導サインの新設であり、更新するものでないこと。

4 本事業で実施する避難誘導サインの設置について、神戸市が実施する同種の補助事業を受けていないこと。

（対象経費）

第 16 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する避難誘導サインの設置に要する経費のうち、次の各号の合計とする。

- (1) 製作費
- (2) 設置工事費
- (3) その他市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第 17 条 補助金の額は、予算の範囲内で対象経費又は 30 万円のいずれか少ない額を限度とし、1000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 18 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 13 号（補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第 13 号の 2））
- (2) 事業計画書（設置場所、設置管理団体、事業内容等を記載すること）
- (3) 現況写真及び位置図
- (4) 申請団体の内容がわかる資料（役員名簿、団体規約等、区域図）
- (5) 承諾書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 19 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 14 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 15 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業の契約は、第 1 項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

（補助事業の変更等）

第 20 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 16 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 17 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更承認通知書（様式第 18 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 19 号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第 21 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して 15 日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 20 号）
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し又は補助事業者が当該設置工事を請け負った業者に支払ったことを証する書面の写し（該当しない場合は不要）
- (4) 完成前後写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 22 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（1） 補助金額確定通知書（様式第 21 号）

（2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第 1 項により適合すると認めるときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 23 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 24 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（維持管理）

第 24 条 補助事業者は、事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達せられるよう、避難誘導サインの維持管理に主体的に取り組まなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

1. 灘北西部地区

五毛通2丁目、薬師通2～3丁目、国玉通1丁目の一部、2～4丁目、上野通2丁目～6丁目、赤坂通1～5丁目、畑原通1～5丁目、天城通1～4丁目、福住通1～4丁目、中原通1～2丁目、倉石通1～2丁目、水道筋1丁目の一部、2丁目、3丁目の一部、篠原南町6～7丁目の各一部

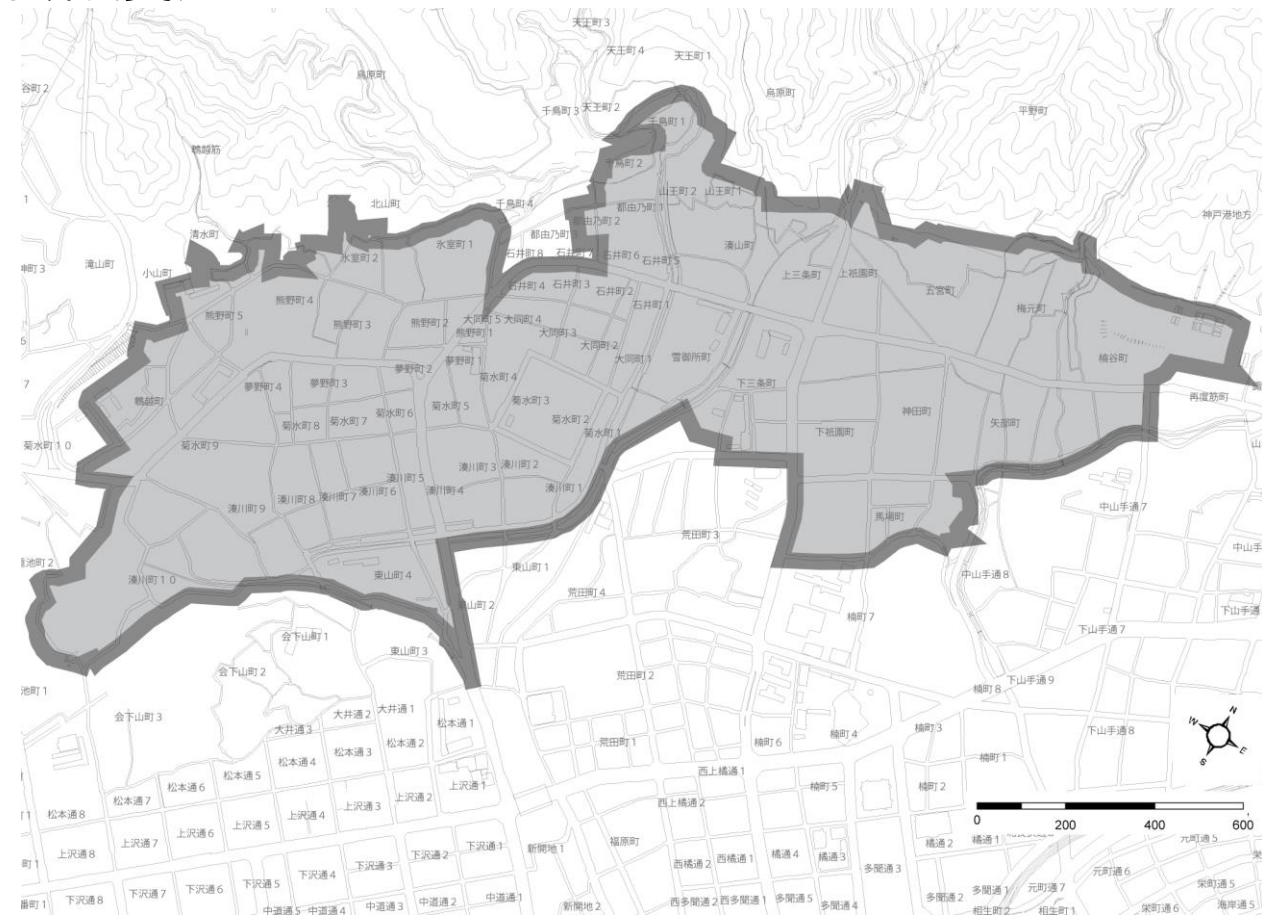
The map shows a grid of streets in the Kōshū-ji area. A central area is highlighted with a thick black border. The streets are labeled with numbers and names, such as 高尾通 (Takao-dōri), 五毛通 (Ikumō-dōri), 薬師通 (Yasui-dōri), 国玉通 (Kunimaru-dōri), 上野通 (Ueno-dōri), 赤坂通 (Akasaka-dōri), 畑原通 (Hatahara-dōri), 天城通 (Tenjō-dōri), 福住通 (Fukuzumi-dōri), 中原通 (Nakahara-dōri), 倉石通 (Kuraishi-dōri), 水道筋 (Suidōji), 岸地通 (Kashiji-dōri), 大内通 (Ōuchi-dōri), 泉通 (Izumi-dōri), 城内通 (Jōin-dōri), 灘北通 (Nanpoku-dōri), 箕岡通 (Mikano-dōri), 高尾通 (Takao-dōri), 五毛通 (Ikumō-dōri), 薬師通 (Yasui-dōri), 国玉通 (Kunimaru-dōri), 上野通 (Ueno-dōri), 赤坂通 (Akasaka-dōri), 畑原通 (Hatahara-dōri), 天城通 (Tenjō-dōri), 福住通 (Fukuzumi-dōri), 中原通 (Nakahara-dōri), 倉石通 (Kuraishi-dōri), 水道筋 (Suidōji), 岸地通 (Kashiji-dōri), 大内通 (Ōuchi-dōri), 泉通 (Izumi-dōri), 城内通 (Jōin-dōri), 灘北通 (Nanpoku-dōri), 箕岡通 (Mikano-dōri), 高尾通 (Takao-dōri), 五毛通 (Ikumō-dōri), 薬師通 (Yasui-dōri), 国玉通 (Kunimaru-dōri), 上野通 (Ueno-dōri), 赤坂通 (Akasaka-dōri), 畑原通 (Hatahara-dōri), 天城通 (Tenjō-dōri), 福住通 (Fukuzumi-dōri), 中原通 (Nakahara-dōri), 倉石通 (Kuraishi-dōri), 水道筋 (Suidōji), 岸地通 (Kashiji-dōri), 大内通 (Ōuchi-dōri), 泉通 (Izumi-dōri), 城内通 (Jōin-dōri), 灘北通 (Nanpoku-dōri).

2. 兵庫北部地区

対象区域＜兵庫北部＞

氷室町1丁目の一部、2丁目、熊野町1～5丁目、鶴越町、夢野町1～4丁目、菊水町1～9丁目、10丁目の一部、湊川町1～10丁目、雪御所町、大同町1～5丁目、石井町1～6丁目、湊山町、山王町1～2丁目、都由乃町1～2丁目、千鳥町1～2丁目、矢部町、神田町、東山3丁目の一部、4丁目、上三条町、下三条町、上祇園町、下祇園町、五宮町、馬場町、梅元町、楠谷町

区域図（参考）

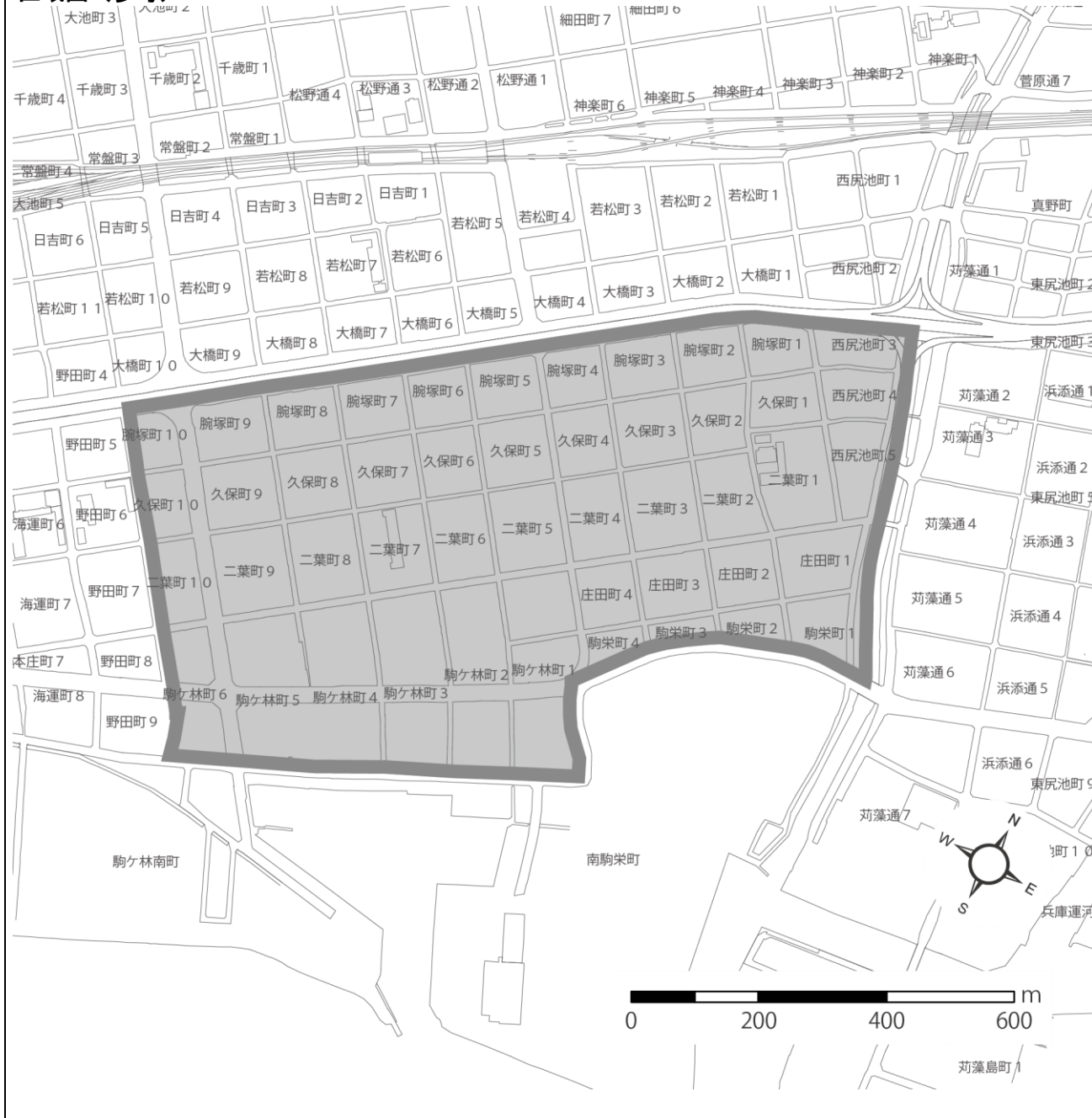


3. 長田南部地区

対象区域＜長田南部＞

西尻池町3～5丁目、腕塚町1～10丁目、久保町1～10丁目、二葉町1～10丁目、庄田町1～4丁目、駒栄町1～4丁目、駒ヶ林町1～2丁目、3～5丁目の各一部、6丁目

区域図（参考）

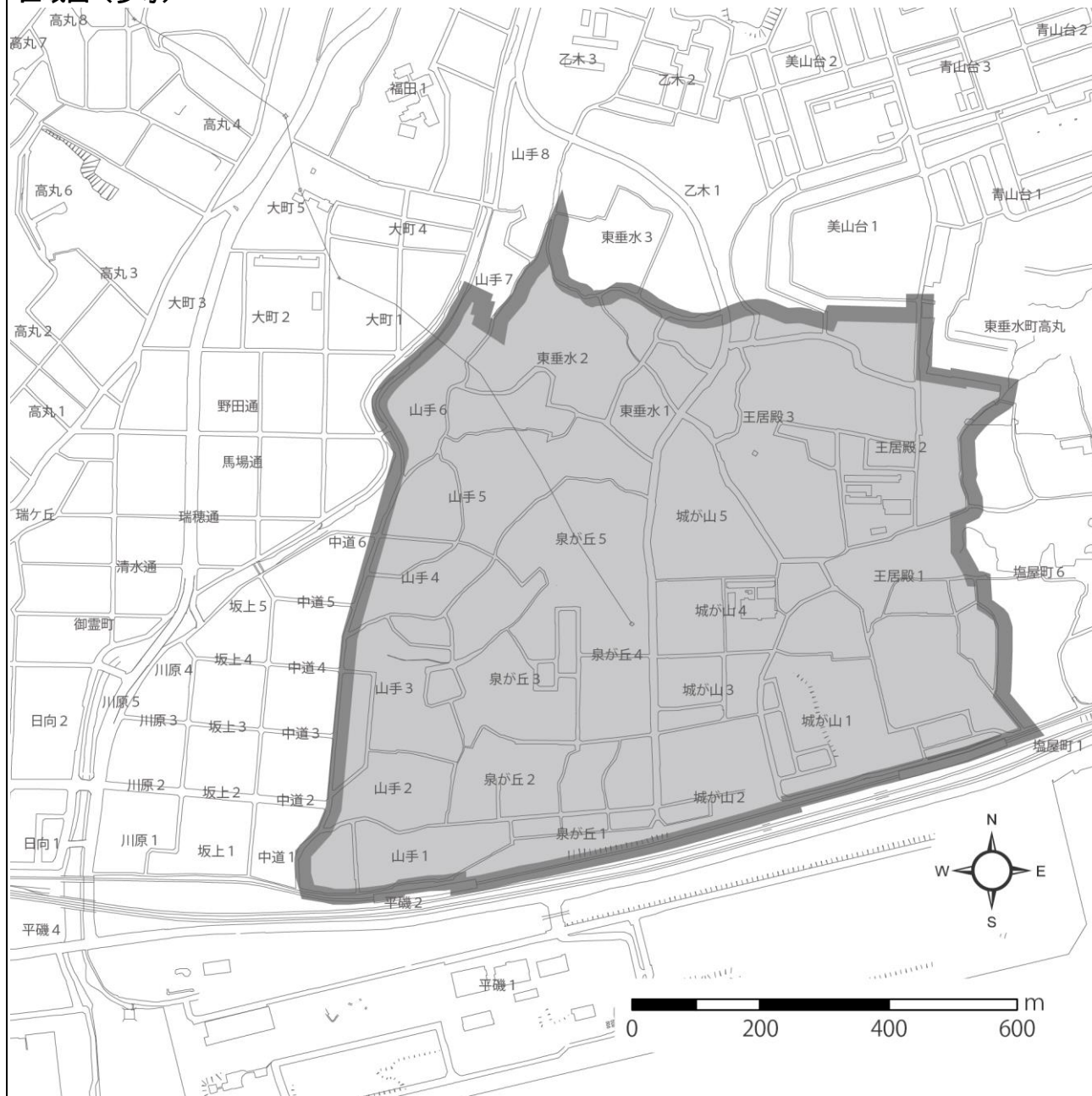


4. 東垂水地区

対象区域＜東垂水＞

山手1～6丁目、7丁目の一部、泉が丘1丁目の一部、2～5丁目、城が山1～2丁目の各一部、3～5丁目、塩屋町6丁目の一部、東垂水1～2丁目、王居殿1～3丁目

区域図（参考）



別表２ 様式集

緊急避難サポート事業

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第 7 条	様式第 1 号
補助金交付申請書	要綱第 7 条	様式第 1 号の 2
【協定書】		参考様式
【承諾書】		参考様式
補助金交付決定通知書	要綱第 8 条 第 1 項	様式第 2 号
補助金不交付決定通知書	要綱第 8 条 第 2 項	様式第 3 号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第 9 条 第 1 項	様式第 4 号
補助事業中止（廃止）承認申請書	要綱第 9 条 第 1 項	様式第 5 号
補助金交付決定変更承認通知書	要綱第 9 条 第 2 項	様式第 6 号
補助事業中止（廃止）承認通知書	要綱第 9 条 第 2 項	様式第 7 号
補助事業実績報告書	要綱第 10 条	様式第 8 号
補助金額確定通知書	要綱第 11 条 第 1 項	様式第 9 号
補助金交付決定取消通知書	要綱第 12 条 第 1 項	様式第 12 号

避難誘導サイン設置事業

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第 18 条	様式第 13 号
補助金交付申請書	要綱第 18 条	様式第 13 号の 2
【承諾書】		参考様式
補助金交付決定通知書	要綱第 19 条 第 1 項	様式第 14 号
補助金不交付決定通知書	要綱第 19 条 第 2 項	様式第 15 号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第 20 条 第 1 項	様式第 16 号
補助事業中止（廃止）承認申請書	要綱第 20 条 第 1 項	様式第 17 号
補助金交付決定変更承認通知書	要綱第 20 条 第 2 項	様式第 18 号
補助事業中止（廃止）承認通知書	要綱第 20 条 第 2 項	様式第 19 号
補助事業実績報告書	要綱第 21 条	様式第 20 号
補助金額確定通知書	要綱第 22 条 第 1 項	様式第 21 号
補助金交付決定取消通知書	要綱第 23 条 第 1 項	様式第 24 号

その他

委任状		参考様式
代表者変更報告書		参考様式